

裁量労働制の施行状況等に関する調査 (労働者用)

(実施) 今後の労働時間制度に関する研究会

ご記入に当たっての留意事項

- 1 この調査は、裁量労働制の実態などを把握し、今後の労働時間制度の在り方を検討するための基礎資料を得るために実施するものですので、調査の趣旨にご理解を賜り、ぜひご協力をお願いいたします。
- 2 本調査は、労働者としてのお立場でご本人がお答え下さい。なお、特段の断りのない限り、平成17年3月末日現在の状況についてお答え下さい。
- 3 ご記入いただきました調査票は、返信用封筒（切手不要）で6月10日（金）までに投函していただきますようお願いいたします。
- 4 なお、本調査の結果は統計的に処理し集計結果を利用いたしますので、回答結果が公表されることはありません。
- 5 本調査に関するご質問は下記までお願いいたします。

今後の労働時間制度に関する研究会事務局

東京都千代田区霞が関1-2-2 Tel 03-5253-1111 (内線 5526)

(担当：小野田、橋口、金澤)

1. 年齢 _____ 歳
2. 入社からの年数（出向期間含む） _____ 年（1年未満切り捨て）
3. ① 男性 ・ ② 女性
4. 年収 _____ 百万円台

5. 現在あなたに適用されている労働時間制度は次のどれですか。1～9のいずれかに○をお付け下さい。

1	専門業務型裁量労働制 (注1)	→ 下記①の後②へお進み下さい
2	企画業務型裁量労働制 (注2)	→ 下記①の後③へお進み下さい
3	通常の労働時間制(1日8時間以内、週40時間以内)	→ 次頁 ④へお進み下さい
4	1か月単位の変形労働時間制 (注3)	
5	フレックスタイム制 (注4)	
6	1年単位の変形労働時間制 (注5)	
7	1週間単位の非定型的変形労働時間制 (注6)	
8	事業場外労働のみなし労働時間制 (注7)	→ 次頁 質問6へお進み下さい
9	労働時間規制の適用除外(管理監督者)(注8)	

- (注1) 新商品、新技術の研究開発等の業務に従事する労働者について、労使協定で定めた時間働いたものとみなす制度
- (注2) 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を行う労働者について、労使委員会の決議で定めた時間働いたものとみなす制度
- (注3) 1か月以内の対象期間に、平均した1週間の労働時間が40時間を超えない範囲で、1週・1日の所定労働時間を設定できる制度
- (注4) 出・退勤の時刻を労働者に委ね、1か月以内の期間における総労働時間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲で1週・1日の所定労働時間を設定できる制度
- (注5) 1か月を超え1年以内の対象期間に、平均した1週間の労働時間が40時間を超えない範囲内で、1週・1日の所定労働時間を設定できる制度
- (注6) 1週間の労働時間を40時間以内とし、1日について10時間まで労働させることができる制度
- (注7) 事業場外で業務に従事し、かつ、労働時間を算定することが困難な業務を行う労働者について、所定労働時間又は当該業務の遂行に通常必要とされる時間働いたものとみなす制度
- (注8) 部長、工場長など会社の経営や人事に関する権限が与えられている者であり、労働時間等の規制の適用除外となっている者

- ① 裁量労働制が適用されている方にお尋ねします。裁量労働制が適用されている年数はどのくらいですか。 _____ 年(1年未満切り捨て)
- ② 専門業務型裁量労働制を適用されている方にお尋ねします。あなたが現在従事している業務は次のどれに該当すると考えていますか。1～19のいずれかに○をお付け下さい。

1	新商品・新技術の研究開発業務	12	大学における教授研究の業務
2	情報処理システムの分析、設計の業務	13	公認会計士の業務
3	記事の取材、編集の業務	14	弁護士の業務
4	デザイナーの業務	15	建築士の業務
5	プロデューサー・ディレクターの業務	16	不動産鑑定士の業務
6	コピーライターの業務	17	弁理士の業務
7	システムコンサルタントの業務	18	中小企業診断士の業務
8	インテリアコーディネーターの業務	19	その他の業務()
9	ゲーム用ソフトウェアの創作の業務		
10	証券アナリストの業務		
11	金融派生商品等の開発業務		

→ 質問6へお進み下さい

- ③ 企画業務型裁量労働制を適用されている方にお尋ねします。あなたが現在従事している業務は次のどれに該当すると考えますか。1～9のいずれかに○をお付け下さい。

1	経営状態・経営環境等について調査及び分析を行い、経営に関する計画を策定する業務
2	現行の社内組織の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな社内組織を策定する業務
3	現行の人事制度の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな人事制度を策定する業務
4	業務の内容やその遂行のために必要とされる能力等について調査及び分析を行い、社員の教育・研修計画を策定する業務
5	財務状況等について調査及び分析を行い、財務に関する計画を策定する業務
6	効果的な広報手法等について調査及び分析を行い、広報を企画・立案する業務
7	営業成績や営業活動上の問題点等について調査及び分析を行い、企業全体の営業方針や取り扱い商品ごとの全社的な営業に関する計画を策定する業務
8	生産効率や原材料等に係る市場の動向等について調査及び分析を行い、原材料等の調達計画を含め全社的な生産計画を策定する業務
9	その他 具体的に()内にご記入下さい ()

→ 質問6へお進み下さい

- ④ 裁量労働制（企画業務型及び専門業務型）が適用されていない方にお尋ねします。あなたの現在の職種は次のうちどれに該当すると考えますか。1～8のいずれかに○をお付け下さい。

1	専門的・技術的職種
2	事務の職種
3	管理の職種
4	販売の職種
5	サービスの職種
6	運輸・通信の職種
7	技能工・製造等の職種
8	その他()

→ 質問6へお進み下さい

6. 現在のあなたの職位は次のいずれに該当しますか。

1	担当(いわゆる平社員)
2	主任
3	係長
4	課又はグループの長を補佐する者
5	課又はグループの長
6	複数の課又はグループを統括する者
7	その他()

7. 業務の遂行等について

- (1) 仕事の目標、期限や内容は通常どのように決められていますか。1～8のいずれかに○をお付け下さい。

1	会社又は上司が決定
2	自分の意見を踏まえて上司が決定
3	上司と相談しつつ自ら決定
4	取引先又は顧客と相談しつつ自ら決定
5	作業を共にしているチームの者と相談しつつ自ら決定
6	自らが単独で決定
7	労使委員会において決定
8	その他()

- (2) 業務の遂行方法は通常どのように決めますか。1～8のいずれかに○をお付け下さい。

1	会社又は上司が設定
2	自分の意見を踏まえて上司が決定
3	上司と相談しつつ自ら決定
4	取引先又は顧客と相談しつつ自ら決定
5	作業を共にしているチームの者と相談しつつ自ら決定
6	自らが単独で決定
7	労使委員会において決定
8	その他()

- (3) 上司の業務の指示はどのようになっていますか。該当するものに○をお付け下さい。

1	指示はない
2	業務の目的、目標や期限等基本的事項についてのみ指示がある
3	具体的な仕事の内容について指示がある
4	業務の遂行手段、時間配分の決定等を含め具体的な指示がある
5	その他()

- (4) 上司への状況報告の頻度は平均的にみてどのようになっていますか。1～7のいずれかに○をお付け下さい。

1	日々
2	週ごと
3	月ごと
4	四半期ごと
5	半年ごと
6	1年ごと
7	その他()

- また、その際上司の対応はどのようになっていますか。1～4のいずれかに○をお付け下さい。

1	指示はない
2	方向性を示すのみ
3	具体的指示もなされる
4	その他()

- (5) ある一定の仕事の進行中に追加の仕事が命じられることはありますか。1～4のいずれかに○をお付け下さい。

1	ない
2	めったにない
3	たまにある
4	日常

- (6) 日々の出退勤はどのようになっていますか。

1～4のいずれかに○をお付け下さい。

1	一律の出退勤時刻がある
2	決められた時間帯にいれば出退勤時刻は自由
3	出退勤の時刻は自由だが出勤の必要はあり
4	出勤するか、しないかも自由

「1」「2」の場合に遅刻するとどのような対応になりますか。

1	賃金をカットされる
2	勤務評定に反映される
3	注意される
4	その他()

8. 労働時間について

平成16年度中の月間総労働時間で最も長い月の時間数は何時間でしたか。また、最も短い月の時間数は何時間でしたか。

最も長い月の時間数	
1	170時間未満
2	170時間以上190時間未満
3	190時間以上220時間未満
4	220時間以上250時間未満
5	250時間以上270時間未満
6	270時間以上

最も短い月の時間数	
1	170時間未満
2	170時間以上190時間未満
3	190時間以上220時間未満
4	220時間以上250時間未満
5	250時間以上270時間未満
6	270時間以上

9. 休日労働について

平成16年度において最も休日労働(注)が多かった月の休日労働は何回でしたか。

(注) 休日労働とは、法定休日労働及び法定外休日労働の両方を含みます。事前に休日が振替えられた場合は含みません。

1	1回	6	6回
2	2回	7	7回
3	3回	8	8回以上
4	4回	9	なし
5	5回		

10. 深夜労働について

平成16年度において最も深夜労働が多かった月の深夜労働は何回でしたか。

また、その月において深夜労働は何時間でしたか。

① 回数 _____ 回

② 深夜労働時間数

1	10時間未満
2	10時間以上20時間未満
3	20時間以上30時間未満
4	30時間以上40時間未満
5	40時間以上50時間未満
6	50時間以上

1 1. 年次有給休暇等について

(1) 平成16年度（又は直近の年次有給休暇付与期間）の年次有給休暇の年間付与日数及び取得日数をご記入下さい。

① 付与日数(当該年度に付与された日数) _____ 日

② 取得日数 _____ 日

※次の問は裁量労働制の適用を受けている方のみお答え下さい。裁量労働制の適用を受けていない方は、質問(3)へお進みください。

(2) 裁量労働制適用者だけを対象とした特別の休暇制度がある場合、その日数は年間何日ですか。また、実際に何日取得しましたか。ご記入下さい。

① 休暇の日数 _____ 日

② 取得日数 _____ 日

(3) 平成16年度の年間取得休日数（週休日、年次有給休暇、祝日（年末年始、GW、夏休み等）等を含む）をご記入下さい。

_____ 日

1 2. 健康について

(1) 直近の健康診断結果に異常がありましたか。

1	なし
2	あり

→ 異常のあった検査項目を具体的にお答えください。

(_____)

(2) 自覚症状はありますか。

1	なし
2	あり

→ 健康上の不安感がありますか

1	ない
2	ないが将来不安
3	ある

↓
症状の内容は何ですか。具体的にお答えください。

(_____)

1.3. 労働時間管理のあり方について

今後の労働時間管理のあり方についてどのような要望がありますか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

1	特になし
2	勤務日の所定外労働の抑制
3	賃金不払残業をなくす
4	年次有給休暇の容易な取得
5	休日の確実な取得
6	フレックスタイム制の利用
7	裁量労働制の利用
8	労働時間管理を受けない働き方の実現
9	その他()

※次の問から質問17まで裁量労働制の適用を受けている方のみお答え下さい。裁量労働制の適用を受けていない方は、質問18へお進みください。

1.4. 健康・福祉確保措置について

現在会社が講じている健康・福祉確保措置について（安全衛生確保措置、特別休暇など）で十分だと思いますか。1~4のいずれかに○をお付け下さい。

1	不十分
2	やや不十分
3	普通
4	十分である

健康確保のための具体的な措置について要望はありますか。

1	ない
2	ある

→ 具体的な要望内容は何ですか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

1	休日・休暇を組み合わせた連続休暇制度の導入
2	定期的な特別休暇付与
3	一定時間以上の勤務が行われた場合の特別休暇付与
4	休日労働が行われた際の特別休暇付与
5	一定時間以上の勤務が行われた際の代償休日付与
6	休日労働が行われた際の代償休日付与
7	年次有給休暇の連続取得を含む取得促進措置
8	心とからだの健康相談窓口の設置
9	定期健康診断以外の一定期間ごとの健康診断の実施
10	一定時間数以上の勤務や休日労働が行われた際の健康診断の実施
11	労働者の希望に応じた臨時診断の実施
12	裁量労働制が適用されない部署への配置転換
13	産業医等による助言・指導又は保健指導
14	その他()

15. 苦情処理措置について

(1) 会社が設けた窓口で苦情を申し出たことはありますか

1	ない	→(4)へお進み下さい
2	ある	

(2) 具体的にどのような苦情申出をしましたか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

1	与えられている業務の裁量性が薄い
2	業務の遂行の手段、時間配分の決定等を含め上司の指示が具体的すぎる
3	担当以外の業務が命じられる
4	業務量が過大
5	業務の期限の設定が不適切
6	みなし時間の設定が不適切
7	労働時間(在社時間)が長い
8	休日・休暇を確保しにくい
9	給与が低い
10	適切な評価を受けていない
11	人事評価が不透明
12 ()	その他 具体的に()内にご記入下さい

(3) 申し出た苦情に対して会社はどのような対応をしましたか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

1	対応なし
2	業務の指示の方法を見直した
3	業務量を見直した
4	業務の期限を見直した
5	みなし時間を見直した
6	労働時間(在社時間)に上限を設定した
7	代償休日を与えた
8	特別休暇を与えた
9	年次有給休暇を取得させた
10	配置転換した
11	裁量労働制の適用から排除した
12	管理者を指導した
13	労使委員会の決議内容を変更した
14	賃金制度を変更した
15	人事評価方法を変更した
16	労働者本人と相談し納得させた
17 ()	その他 具体的に()内にご記入下さい

(4) 現在会社のとっている苦情処理体制や対応で十分と思いますか。1~4のいずれかに○をお付け下さい。

1	不十分
2	やや不十分
3	普通
4	十分である

具体的にどの点が不十分と考えますか。1~6のいずれかに○をお付け下さい。

1	どこの誰に相談すればよいのか明確でない
2	窓口が相談しづらい雰囲気である
3	苦情を受けた後の回答、対応が明確に示されていない
4	プライバシーが確保されないおそれがある
5	苦情申出により処遇等へ影響するおそれがある
6	その他()

16. 裁量労働制適用者となった理由

同制度の適用者となることにした理由はどれですか。1~8の該当するものすべてに○をお付け下さい。そして、当初考えていたこととは期待どおりですか。○を付けた理由について1~3のいずれかに○をお付け下さい。

	裁量労働制の適用志望理由	概ね期待どおり	一部期待どおり	あまり期待どおりとなっていない
	自らの能力の有効発揮に役立つと思った	1	2	3
	仕事を効率的に進められるので労働時間を短くできると思った	2	2	3
	仕事の裁量が与えられることにより仕事がやりやすくなったと思った	3	2	3
	能力や仕事の成果に応じた処遇の向上や公平な処遇が期待できると思った	4	2	3
	仕事と生活とのバランスを保ちやすくなったと思った	5	2	3
	部門又は職種全体が適用されることとなっているため	6	2	3
	上司の勧めによる	7	2	3
	その他()	8	2	3

17. 現在の労働条件に関する満足度

(1) 裁量労働制の適用を受けていることに満足していますか。1～4のいずれかに○をお付け下さい。

1	大いに不満がある
2	一部不満がある
3	普通
4	大いに満足している

具体的にどのような点に不満がありますか。
該当するものすべてに○をお付けください。

1	与えられている業務の裁量性が薄い
2	業務の遂行の手段、時間配分の決定等を含め上司の指示が具体的すぎる
3	担当以外の業務が命じられる
4	業務量が過大
5	業務の期限の設定が不適切
6	みなし時間の設定が不適切
7	労働時間(在社時間)が長い
8	休日・休暇を確保しにくい
9	給与が低い
10	適切な評価を受けていない
11	人事評価が不透明
12	その他()

(2) ①実際の労働時間数は適用される前との比較でどのようになりましたか。1～5のいずれかに○をお付け下さい。また、その理由は何ですか。該当するもの1つに○を付して下さい。

1	短くなった	(理由) <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>自分のペースで仕事ができるため</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>上司への報告等が減ったため</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>やる気が出る</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>その他()</td> </tr> </table>	1	自分のペースで仕事ができるため	2	上司への報告等が減ったため	3	やる気が出る	4	その他()		
1	自分のペースで仕事ができるため											
2	上司への報告等が減ったため											
3	やる気が出る											
4	その他()											
2	やや短くなった											
3	ほとんど変わらない											
4	やや長くなった											
5	長くなった											
		(理由) <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>権限が十分与えられていない</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>締切の設定に無理があるものが多い</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>追加の仕事が多い</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>制度の適用外の人が同じ職場にいて早く帰りづらい</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他()</td> </tr> </table>	1	権限が十分与えられていない	2	締切の設定に無理があるものが多い	3	追加の仕事が多い	4	制度の適用外の人が同じ職場にいて早く帰りづらい	5	その他()
1	権限が十分与えられていない											
2	締切の設定に無理があるものが多い											
3	追加の仕事が多い											
4	制度の適用外の人が同じ職場にいて早く帰りづらい											
5	その他()											

②賃金は適用される前との比較でどうになりましたか。1～5のいずれかに○をお付け下さい。また、その主要因を1つ選択して下さい。

1	減った	(理由) <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>所定外労働手当が減少したため</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>業績給部分の変動</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>裁量労働に関する手当が支給</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>職能給、年功給部分が上がった</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他()</td> </tr> </table>	1	所定外労働手当が減少したため	2	業績給部分の変動	3	裁量労働に関する手当が支給	4	職能給、年功給部分が上がった	5	その他()
1	所定外労働手当が減少したため											
2	業績給部分の変動											
3	裁量労働に関する手当が支給											
4	職能給、年功給部分が上がった											
5	その他()											
2	少し減った											
3	ほとんど変わらない											
4	少し増えた											
5	増えた											

③健康状態は適用される前との比較でどうですか。1～5のいずれかに○をお付け下さい。また、その主な要因を1つ選択して下さい。

1	悪くなった	→(理由)	1	労働時間の増大又は減少
2	少し悪くなった		2	自分のペースでできる
3	ほとんど変わらない		3	目標や納期へのプレッシャー
4	少し良くなった		4	委ねられるが故のストレスの増大
5	良くなった		5	仕事量の増大又は減少
			6	その他()

④仕事は適用される前との比較で効率的になりましたか。1～5のいずれかに○をお付け下さい。

1	非効率になった
2	少し非効率になった
3	あまり変わらない
4	少し効率的になった
5	かなり効率的になった

※ 次の質問からは全員がお答え下さい。

18. 対象業務について

(1) 現在の裁量労働制の対象業務の範囲についてどのようにお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものに○をお付け下さい。

専	企		
1	1	狭すぎる	→ 下記質問(2)へ
2	2	現行制度でよい	
3	3	広すぎる	→ 次頁質問(3)へ

(2) (1)で「1」を選択された場合

① 専門業務型裁量労働制（専門業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

a. 対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	対象業務の専門性は「業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なもの」かどうかで判断すべき
2	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
3	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
4	その他 ()

b. 具体的に専門業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。

② 企画業務型裁量労働制（企画業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

a. 企画業務型裁量労働制について「1」を選択された場合、対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	事業の運営に関する事項についての業務という限定は不要である
2	企画・立案・調査・分析の業務という限定は不要である
3	いわゆる生産工程に従事する業務等一定のものを除外し、その中で業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないものは対象とすべき
4	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
5	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
6	その他()

b. 具体的に企画業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。

(3) (1)で「3」を選択された場合

対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものすべてに○をお付けください。

① 専門業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	一定の資格を必要とする業務に限定すべき
4	コンピテンシーなどの職務遂行能力を要件とすべき
5	その他()

② 企画業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	対象業務は本社・本店の業務に限定すべき
4	コンピテンシーなどの職務遂行能力を要件とすべき
5	その他()

19. 法的効果について

(1)現在の裁量労働制の法的効果についてどのようにお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものに○をお付け下さい。

1	現行制度でよい	→ 質問 20 へ
2	変更してもよい	

(2)具体的にどのような変更なら問題がないとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	1日ではなく、1週や1月のみなし労働時間を認めてもよい
2	みなし労働時間制で深夜に関する規制を適用除外してもよい
3	みなし労働時間制で休日に関する規制を適用除外してもよい
4	みなし労働時間制で年次有給休暇に関する規制を適用除外してもよい
5	現在のみなし労働時間制に代えて、完全週休2日制や年次有給休暇の完全取得などにより一定日数の休日・休暇が確保されるならば、労働時間に関する規制を適用除外してもよい
6	現在のみなし労働時間制に代えて、一定以上の高い水準の年収が確保されるならば、労働時間に関する規制を適用除外してもよい
7	労働時間、深夜、休日及び年次有給休暇に関する規制をすべて適用除外してもよい
8	その他 ()

20. その他、現行の裁量労働制に関して御意見・御要望等がありましたら御記入ください。

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

